

介護保険料についてのよくある質問



質問①

○ 年金を受給しているのに、年金からの天引き(特別徴収)となっていない。どうしてですか。

【回答】

● 介護保険料は年金からの天引き(特別徴収)が原則ですが、下記のいずれかに該当する場合には、年金からの天引き(特別徴収)となりません。

- (1)65歳になり、基礎年金等をもらい始めた方
- (2)大東市に転入されて間もない方
- (3)受給されている年金の種類が変わった方
- (4)年金の現況届が必要な方で、提出が遅れた方
- (5)年金の受給額が年額18万円未満の方 など。

(6)下記の質問②に該当する方

※年金からの天引き(特別徴収)の開始までは、同封の納付書で納めてください。なお、口座振替による納付も可能ですので、ご不明な点がございましたら、裏面の問い合わせ先までご連絡ください。

※年金からの天引き(特別徴収)の開始に関する手続きは不要です。



質問②

○ 今まで年金から天引き(特別徴収)されていたのに、納付書が届きました。どうしてですか。

【回答】

● 年金からの天引き(特別徴収)されていた方に納付書が送付される理由としては、下記の場合が考えられます。(一例)

(1)年度途中で所得状況の変更や減免決定等により、介護保険料が減額となった場合

⇒ 年金からの天引き(特別徴収)が停止された場合、翌年度当初の介護保険料については、一旦、「納付書」または「口座振替」にて納めていただくことがあります。

(2)年度途中で所得状況の変更等により、介護保険料が増額となった場合

⇒ 年金からの天引き(特別徴収)額は従前の通りとなり、増額分の介護保険料は、同封の納付書で納めていただくこととなります(口座振替の手続きをされている方は、口座からの引き落としとなります)。

(3)介護保険料算定のための所得段階が大きく下がった場合

⇒ 7月の介護保険料の本算定により所得段階が昨年度より大きく下がった結果、介護保険料の仮算定の徴収期間(年度当初の4月分～6月分)において、当該年度の年額が完納となる場合には、年金からの天引き(特別徴収)が停止されます。そのため、翌年度当初の介護保険料については、一旦、「納付書」または「口座振替」にて納めていただく必要があります。なお、その後、通常は10月の年金分より天引き(特別徴収)が再開されます。

※ 年金からの天引き(特別徴収)の再開に関する手続きは不要です。

※ 年金機構との調整に時間を要するため、何卒ご了承ください。

質問③

○ 死亡した者の介護保険料の通知が遺族に届きました。どうしてですか。



【回答】

● お亡くなりになられた日の翌日の属する月の前月分まで月割りで再算定し、通知します。

お亡くなりになられた日から約1か月後に、ご遺族の方へ介護保険料の再算定結果の通知をお送りします。その際、支払済みの介護保険料と比べて不足がある場合は納付書を同封します。

※ **納付書の同封がない方や、年金天引き(特別徴収)の方は、別途お支払いいただく必要はありません。**

収納し過ぎた介護保険料がある場合には、介護保険料の精算結果の通知とは別に、後日、還付通知を送付します。

なお、お亡くなりになられた方が年金天引き(特別徴収)の場合は、年金天引き(特別徴収)を停止するまで2~3か月程度かかるため、お亡くなりになった後に振り込まれる年金から、天引き(特別徴収)されることがあります。ご遺族の方が未支給年金請求の手続きを行っている場合は、年金保険者(日本年金機構など)の処理結果を待つてからの還付通知の送付となりますので、お時間を要すことをあらかじめご了承ください。

質問④

○ 年金天引きで上半期と下半期で月々の介護保険料に変動があります。どうしてですか。

【回答】

● 月々の納付額の負担等を抑えるため、介護保険料の平準化(調整)を行っています。

介護保険料の年金天引き(特別徴収)は、年度の上半期(4月・6月・8月)の納付を「仮徴収」、下半期(10月・12月・2月)の納付を「本徴収」として区別していますが、前年の収入の変動等の理由により、仮徴収と本徴収の介護保険料額が大きく変動することがあります。

このような納付額のバラつきを解消するために、8月の仮徴収額を調整して、翌年度内にかけて平均した介護保険料額に近づけるための処理を行っています。

平準化(調整)の実施により、上半期と下半期の1回に納めていただく金額に変更が生じますが、**年間の合計額に変更はありません。**

なお、平準化(調整)を行っても、所得の申告(修正)等により介護保険料額が変わった場合には、年度内での保険料額の変動が大きくなる場合があります。

その他のご質問や、ご不明な点等がございましたらお問合せください。



【問い合わせ先】

〒574-8555

大東市谷川一丁目1番1号

大東市役所 高齢介護室 介護保険グループ

☎072-870-0475